

# 障がい者相談支援センターについて

令和3年11月26日

熊本市 障がい保健福祉課

# 1 障がい者相談支援センターの考え方

## <趣 旨>

- ・ 熊本市では、障害者総合支援法に基づき、障がいのある方が自立した日常生活・社会生活を営むことができるように各種相談や必要な支援を行う「障がい者相談支援センター」を市内に9カ所に設置している。
- ・ 障がい者相談支援センターでは、障がい者やその家族等からの福祉に関する各種相談に応じ、必要な情報の提供や助言、福祉サービス利用援助等の必要な支援を行っている。
- ・ 令和3年度からセンターを基幹相談支援センターとして位置づけ、一般的な相談支援事業に加え、地域における相談支援事業所等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域のコーディネートなどの取り組みを実施することで、相談支援機能の強化を図っていくことにしている。

## <利用対象者>

- ・ 本市に居住する障がいのある方やその家族
- ・ 地域にお住まいの方
- ・ 障がい福祉サービス事業所などの関係機関

## <委託期間>

令和3年度～令和5年度（3年間）

# <国が示している相談支援体制>

## 【第3層】

地域における相談支援体制の整備や社会資源の開発など

- 総合的・専門的な相談の実施
- 地域の相談支援体制強化の取組
- 地域の相談事業者への専門的な指導助言、人材育成
- 地域の相談機関との連携強化
- 地域移行・地域定着の促進の取組
- 権利擁護・虐待の防止

主な担い手⇒基幹相談支援センター

## 【第2層】

一般的な相談支援

- 福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）
- 社会資源を活用するための支援（施策に関する助言・指導）
- 社会生活力を高めるための支援
- ピアカウンセリング
- 権利擁護のために必要な援助
- 専門機関の紹介

主な担い手⇒市町村相談支援事業（委託）

## 【第1層】

基本相談支援を基盤とした計画相談支援

- 基本相談支援
- 計画相談支援等

主な担い手⇒指定特定相談支援事業

これまで

これから

障がい者相談支援センターの業務

障がい者相談支援センターの業務

指定特定の業務

## 2 業務内容

これまで(H30年度～R2年度)

障がい者相談支援事業

相談支援機能強化事業

地域支援事業

※中央2圏域のみモデル事業として実施

現在(R3年度～R5年度)

相談支援業務(委託相談)

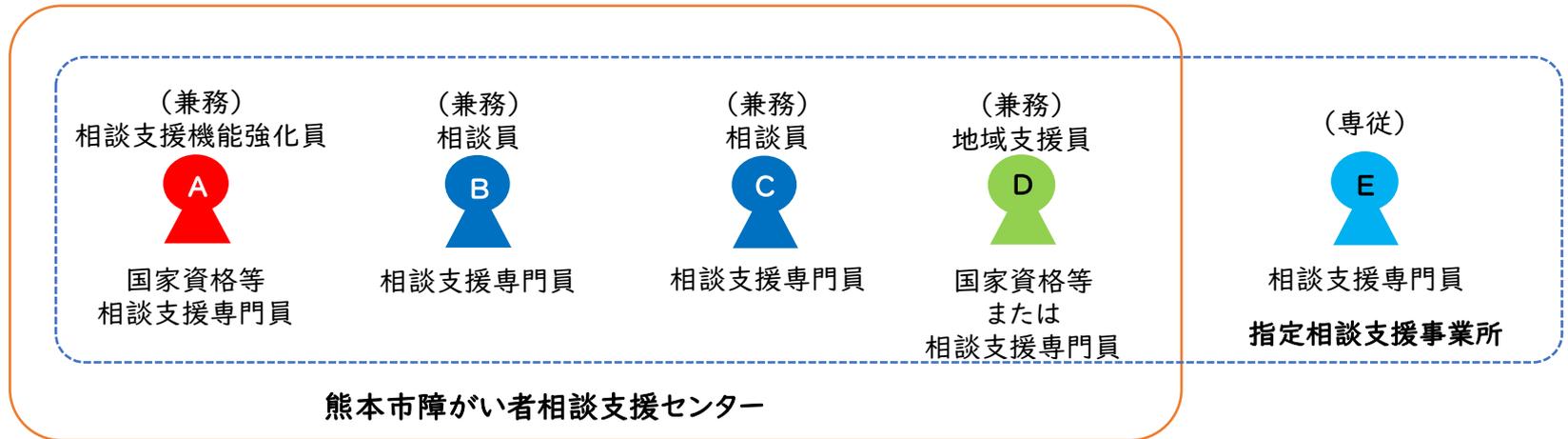
機能強化業務(基幹相談)

地域支援業務(基幹相談)

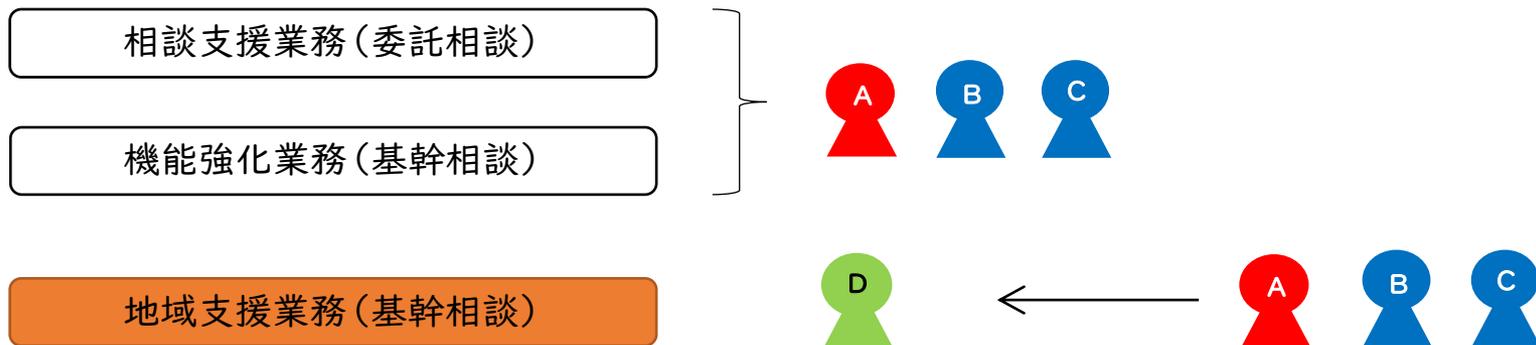
※障がい者相談支援センターを  
基幹相談支援センターとして位置づけ

※各センターに地域支援員を1名ずつ配置。

## <人員体制>



- ※ 各センターに地域支援員を1名ずつ配置。
- ※ 西区のみ相談員1名増。
- ※ 相談員の配置ができない場合は減算扱いとなる（機能強化員、地域支援員は必置）



業務に支障がない範囲で協力可能

# I 相談支援業務（委託相談）

既存の業務である「①各種相談受付・聞き取り・課題整理」を新たに追加。

## (1) 総合的・専門的な相談支援

### ① 各種相談受付・聞き取り・課題整理

障がい者等からの相談を受け付けし、主訴を聞き取り、課題の整理や必要な情報提供を行う。

### ② 福祉サービスの利用援助

福祉サービスの利用支援が必要な場合、情報提供や同行支援等を行う。

### ③ 社会資源を活用するための支援

地域の社会資源を活用して相談支援を行う。

### ④ 社会生活力を高めるための支援

生活する上で必要な金銭面の相談等に関する相談支援を行う。

### ⑤ 専門機関の紹介等

他の支援制度・専用窓口等への引継ぎが適当なものについては、専門機関の紹介等を行う。

### ⑥ ピアカウンセリングに関する支援

ピアカウンセリングによる支援が必要な場合に、提供や紹介等を行う。

# I 相談支援業務（委託相談）

既存の業務である「①成年後見制度利用支援事業への支援・相談対応」を新たに追加。

## (2) 権利擁護・虐待の防止

### ① 成年後見制度利用支援事業への支援・相談対応

成年後見制度に関する相談を受け付け、関係機関との調整等を行う。

### ② 虐待防止や差別解消に関する相談支援・相談対応

センターや市虐待防止センター等に寄せられた相談に対して、初期対応等を行うなど市と協力して対応する。また、差別解消に関する相談を受け付け、市と協力して対応する。

## (3) その他

### ① 災害等の緊急時における支援の協力

災害の発生や感染症が発生する等の緊急時に安否確認等の障がい者等への支援の協力を行う。

## Ⅱ 機能強化業務（基幹相談）

### （Ⅰ）指定相談支援事業者等に対する指導、助言

#### ① 複雑・困難な相談ケースへの支援

複雑・困難なケースについて、支援に関する助言や、ケース会議への同席等、指定相談支援事業所へ支援を行う。

#### ② 指定相談支援事業所への後方支援及び人材育成

担当区域内の指定相談支援事業所に対する後方支援及び相談支援専門員の人材育成を行う。

#### ③ 研修等の企画・運営

熊本市障がい者自立支援協議会相談支援部会と連携し、相談支援専門員のスキルアップにつながる研修等を行う。

基幹相談支援センターに位置付けることにより、市内の相談支援専門員の人材育成が必要となったことで、「研修等の企画・運営」を加えたもの。

## Ⅱ 機能強化業務（基幹相談）

### (2) 各種会議に関する連携・取り組み

#### ① 区障がい福祉ネットワーク会議の企画・運営等

区単位の障がい福祉ネットワーク会議を区役所と連携して年4回程度開催する。

#### ② 相談支援機能強化員連絡会議への参加

相談支援機能強化員連絡会議の中で、センター間の情報共有や地域での課題の集約や改善に向けた取り組み等を検討する。

#### ③ 熊本市障がい者自立支援協議会の各部会への参加

熊本市障がい者自立支援協議会の各部会に参加し、総合的に課題を集約し、改善に向けた取り組み等を検討する。

## (2)-① 区障がい福祉ネットワーク会議の企画・運営等

### 【目的】

区内での相談支援の充実に向けた円滑な連絡協力体制の確立

- 利用者、障がい福祉サービスの状況、社会資源等にかかる情報共有
- 支援を得られていない方への対応及び困難事例の解決に関する相互協力
- 地域課題の集約及び解決に向けた検討 など

### 【基本構成員】

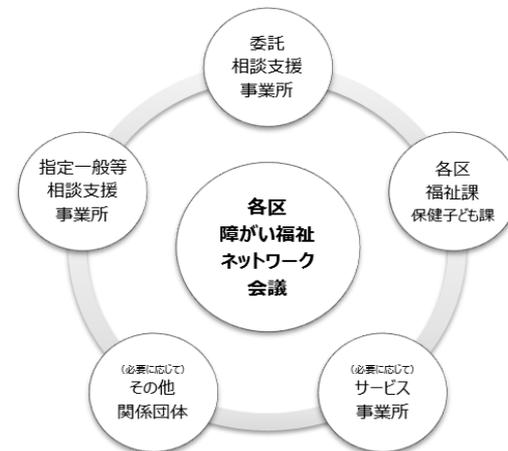
各区の福祉課及び保健子ども課、障がい者相談支援センター、指定特定相談支援事業所

※必要に応じて、障害福祉サービス事業所、その他の関係機関・団体等

### 【企画・運営】

概ね四半期毎を目安に年4回以上の会議の開催を実施すること。

※センターと区役所（福祉課・保健子ども課）が共同で会議を運営する。



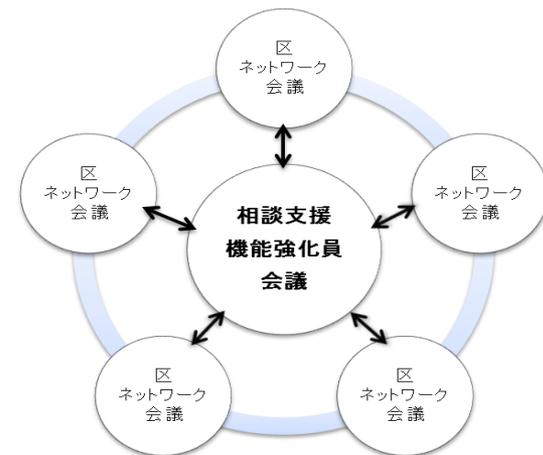
## (2) - ② 相談支援機能強化員連絡会議

### 【目的】

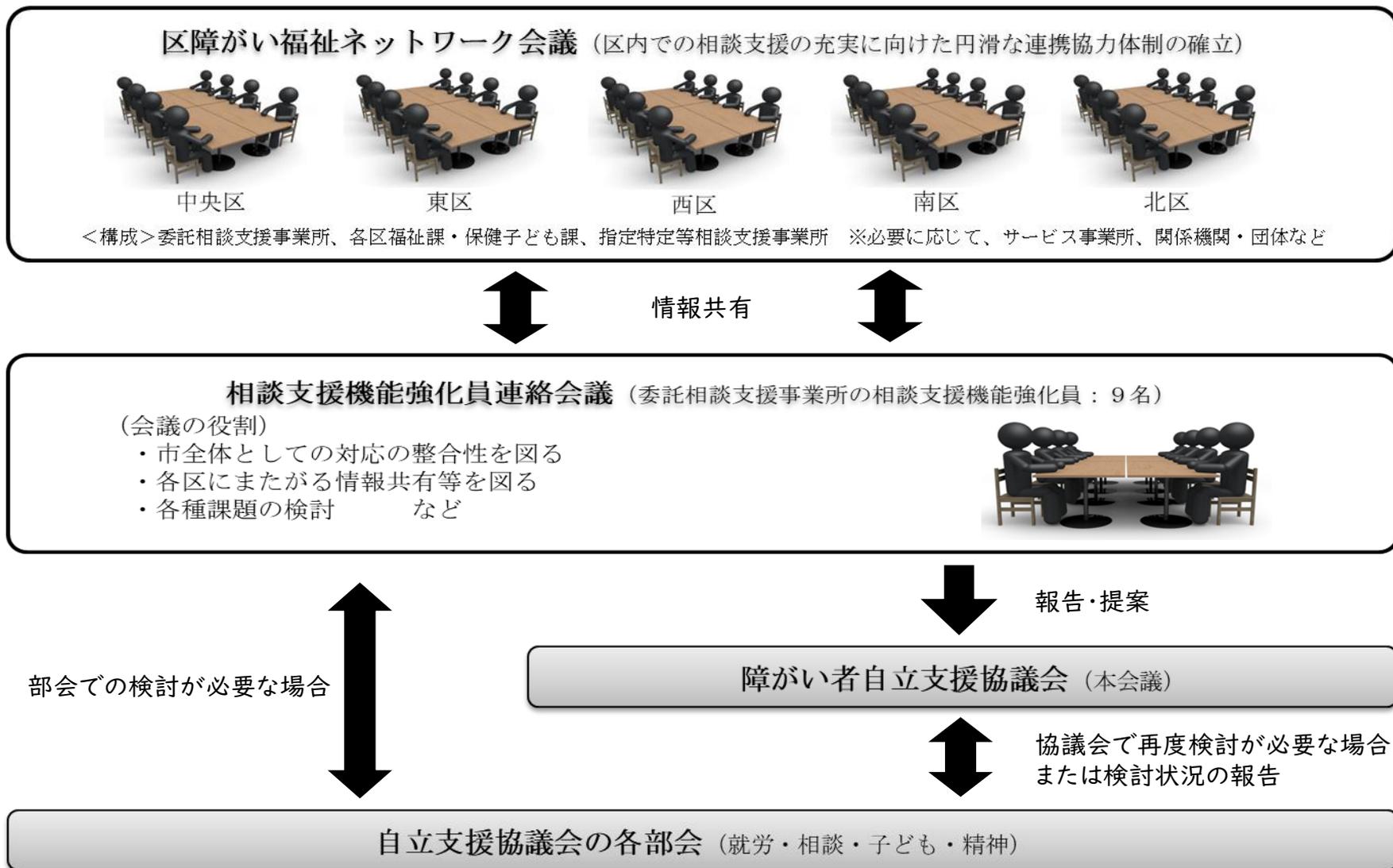
市全体としての対応の整合性、各区にまたがる情報共有等を図るため、障がい者相談支援センターの相談支援機能強化員による連絡会議を月1回開催。

### 【内容】

- 各区障がい福祉ネットワーク会議の進捗状況
- 対応困難、課題があるケースへの対応（これまでの課題ケースへの対応）
- 各種会議の出席状況、内容の共有
- 市からの説明・報告事項



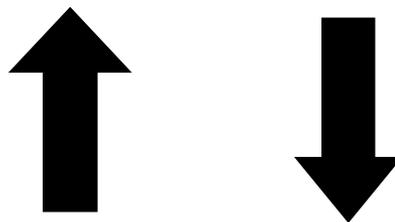
# (参考) 区障がい福祉ネットワーク会議と障がい者自立支援協議会の関係



## (2) - ③ 熊本市障がい者自立支援協議会の各部会への参加

### 本会議（年3回：5月/10月/2月）

- 進捗状況の報告
- 困難事例の報告
- 地域的課題の提起（抽出）
- 検討結果の報告 など



- 進捗状況の管理・評価
- 困難事例の共有・検討
- 地域的課題の対応策の検討依頼
- 検討結果の報告内容の協議・承認など

### 専門部会（毎月など）

就労部会

子ども部会

相談支援部会

精神障がい者  
地域移行支援部会

#### 【各部会への参加について】

- ・センター内で各部会への役割分担を行う。
- ・相談支援部会には、相談支援専門員のスキルアップの観点から、センターから機能強化員、相談員が参加する。
- ・その他の部会についても、センターから1名程度参加する。

### Ⅲ 地域支援業務（基幹相談）

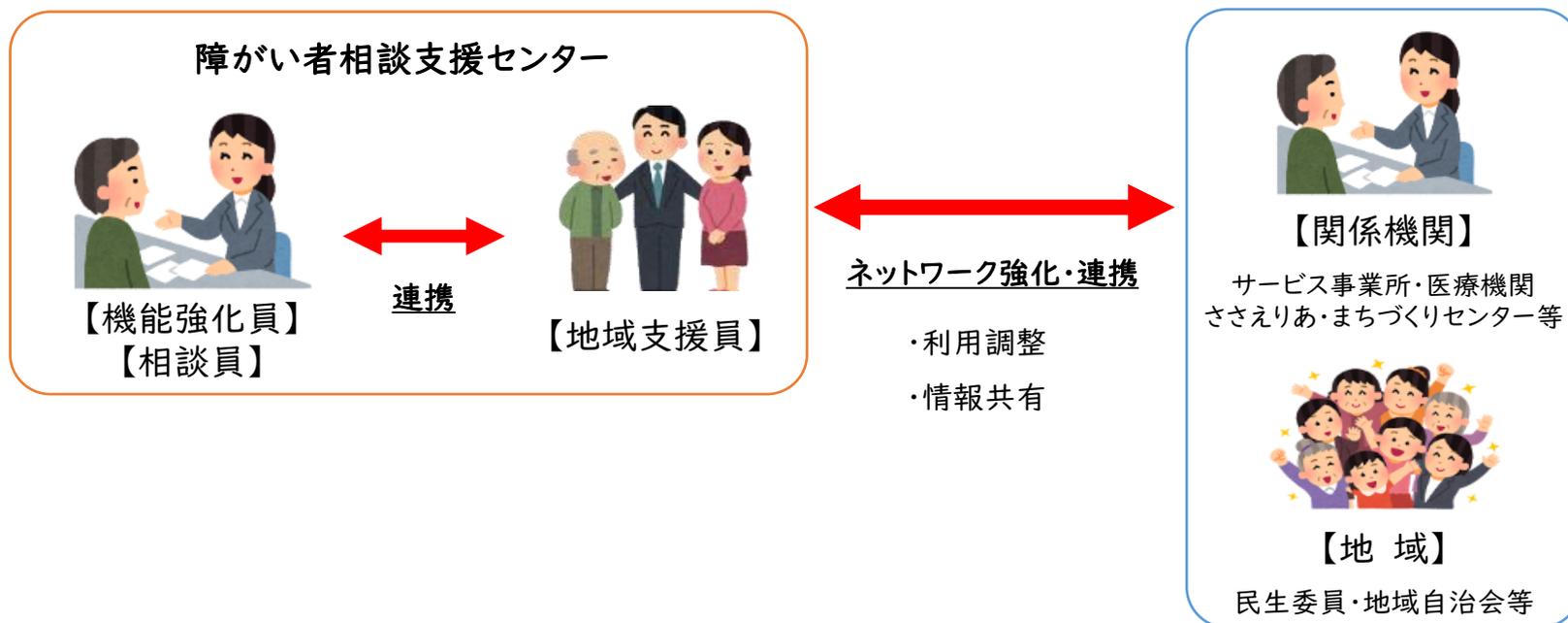
#### (1) 地域づくりへの取り組み

- ① 地域における障がい福祉に関する様々な関係機関とのネットワークの構築及び連携
- ② アウトリーチの実施
- ③ 社会資源の情報収集や共有化、開発等
- ④ 地域における障がい者等への理解促進
- ⑤ 災害時における障がい者等の支援体制の構築
- ⑥ 地域生活支援拠点の各種取り組み

# ① 地域における障がい福祉に関する様々な関係機関とのネットワークの構築及び連携

地域包括支援センターや民生委員・児童委員、学校、その他地域の関係機関とのネットワークを構築し、連携を図るとともに、情報交換や助言等を行う。

- ・ 民生委員・児童委員、その他地域の関係機関との連携強化
- ・ 地域包括支援センター（ささえりあ）との連携強化
- ・ まちづくりセンターへの情報発信及び連携協力
- ・ 支援を必要とする障がい者を見出し、相談や適切な支援に繋げる



### <想定される地域の関係機関>

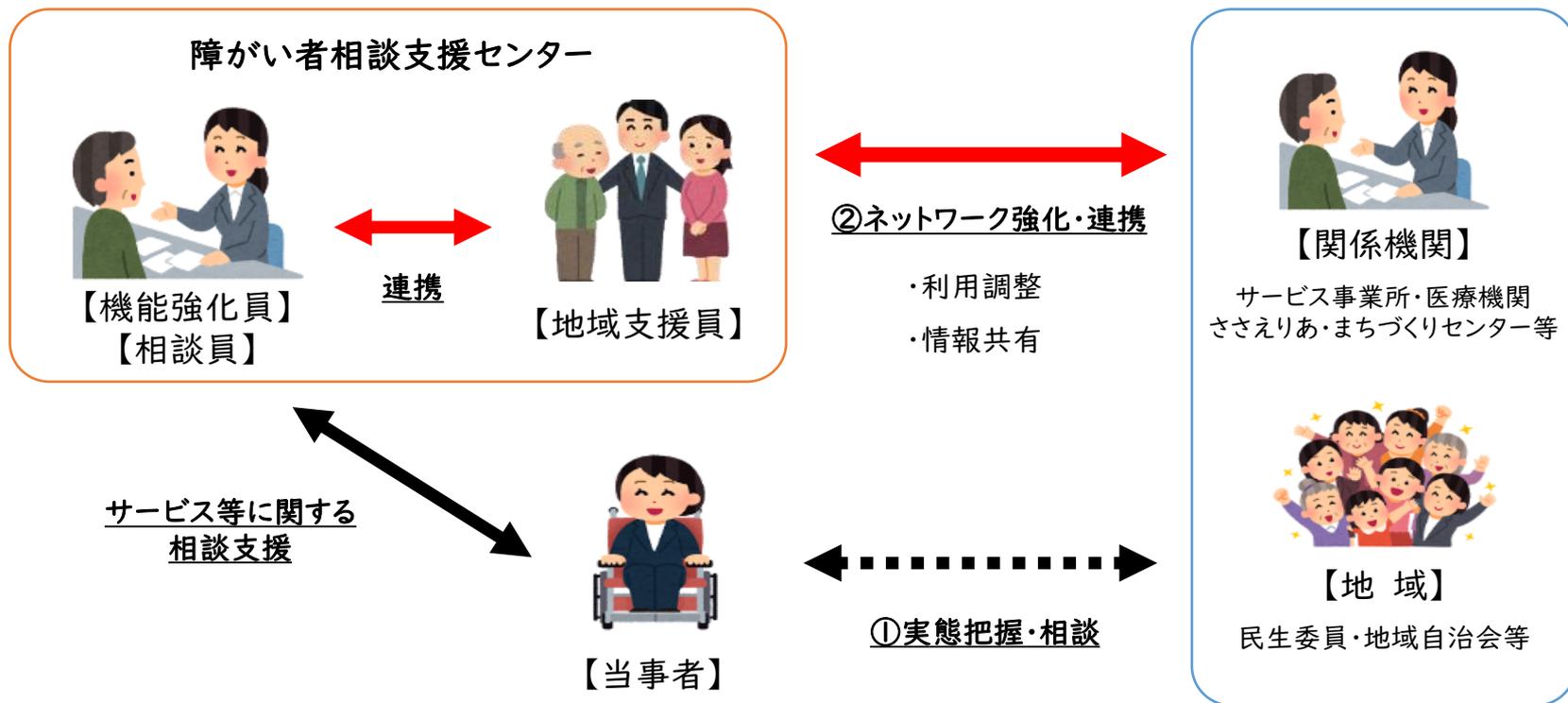
- ・区役所（総務企画課、福祉課、保健子ども課、保護課） ・まちづくりセンター
- ・高齢者支援センターささえりあ ・児童発達支援センター
- ・圏域内の教育機関（小学校、中学校、高校、大学など）
- ・その他の地域の関係団体（社協、民児協（民生委員）、自治協（自治会長）など）

### <目指す姿>

地域の関係機関に対して、「障がい者相談支援センター」の認知度を高めることで、センターに相談しやすい環境を作る。

## ② アウトリーチの実施

地域における支援を必要とする障がい者等を見出し、地域の関係機関と連携し、相談や適切な支援に繋げる。



### <目指す姿>

地域で支援を必要とする障がい者等の情報を吸いあげて、サービス等に関する相談支援につなげる。

### ③ 社会資源の情報収集や共有化、開発等

担当圏域の活用可能な機関や団体及び社会資源等を把握及び整理し、他のセンター等との情報共有を図るとともに、地域の実情に応じた社会資源の開発等を検討する。

障がい者相談支援センター



【地域支援員】



他のセンターとの情報共有  
社会資源の開発等



実態把握・情報整理



【関係機関】

サービス事業所・医療機関  
ささえりあ・まちづくりセンター等



【地域】

民生委員・地域自治会等

<目指す姿>

担当圏域の活用可能な機関や社会資源を整理する。

#### ④ 地域における障がい者等への理解促進

障がい者サポーター制度等を活用した障がいへの理解に関する周知への協力や研修開催等の啓発活動を実施する。

- ・ 障害者差別解消法に関する周知及び啓発活動の実施
- ・ 障がい者理解（障がい者サポーター制度等）に関する広報及び啓発活動、研修等の実施
- ・ 障害福祉サービスの周知や虐待防止に関する啓発の実施



<想定される啓発活動先>

- ・圏域内の住民
- ・圏域内の教育機関（小学校、中学校、高校、大学など）
- ・圏域内の民生委員、自治会
- ・圏域内の企業、任意団体

※まちづくりセンターや公民館と連携した啓発活動も可能。

<目指す姿>

- ・圏域内での障がい者サポーター研修の開催。
- ・障害者差別解消法等の啓発活動の実施。

## ⑤ 災害時における障がい者等の支援体制の構築

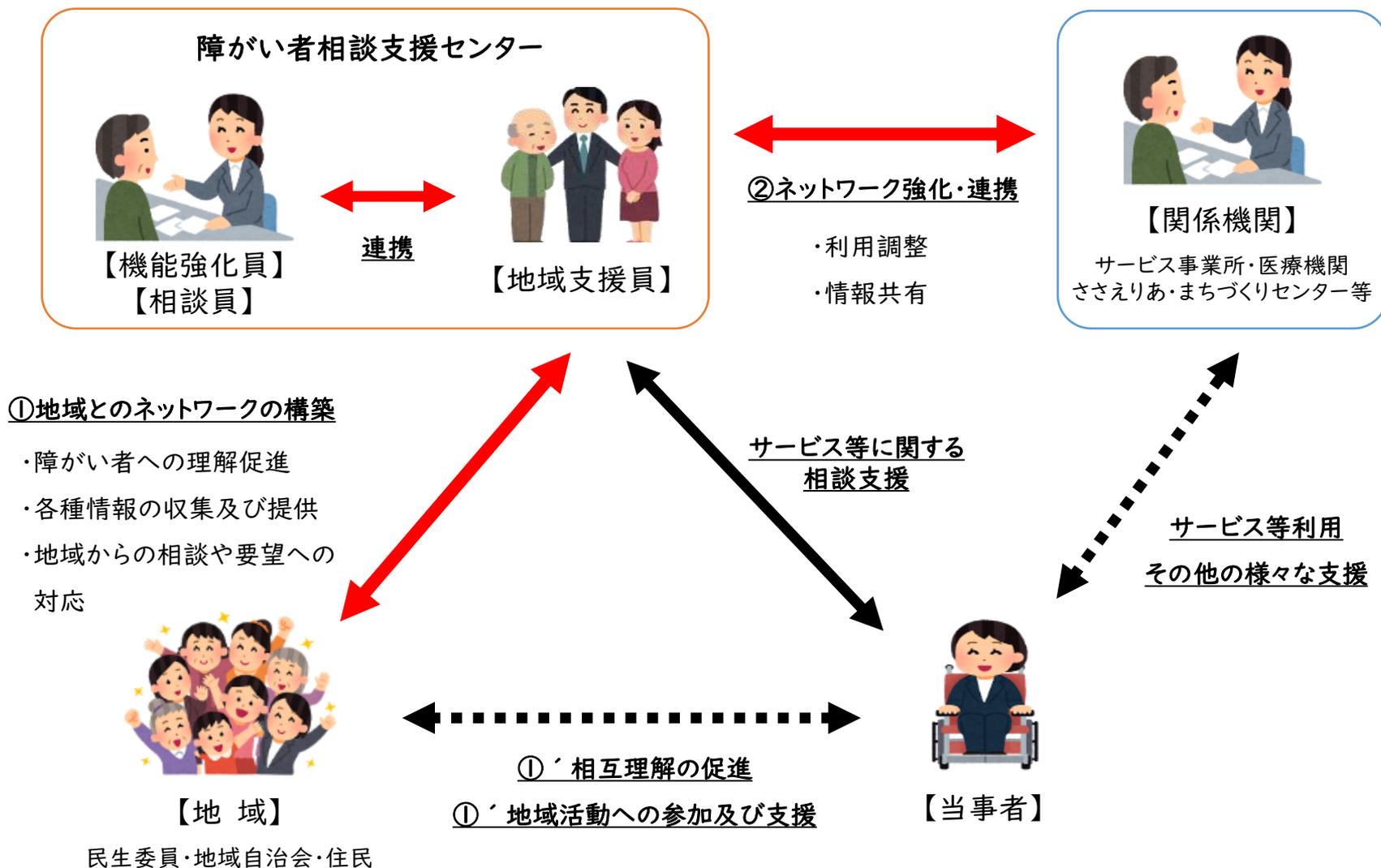
災害の発生や感染症が発生する等の緊急時に備え、校区防災連絡会議や避難訓練等への連携・協力等、地域の関係機関と連携した障がい者等への支援体制構築に向けた取り組みを行う。

- ・ 災害発生に備えた地域の関係機関と連携した障がい者への支援体制構築に向けた取り組みの実施
- ・ 校区防災連絡会や避難所運営委員会等へ参画
- ・ 災害時の緊急対応（安否確認等）

## ⑥ 地域生活支援拠点の各種取り組み

センターを地域生活支援拠点の中核として位置づけて、地域における居住支援の機能の充実に努めるとともに、区を基本とする障害福祉サービス事業所等をはじめとする地域の社会資源の円滑な活用に向けたコーディネートを行う。

# (参考) 地域支援事業のイメージ



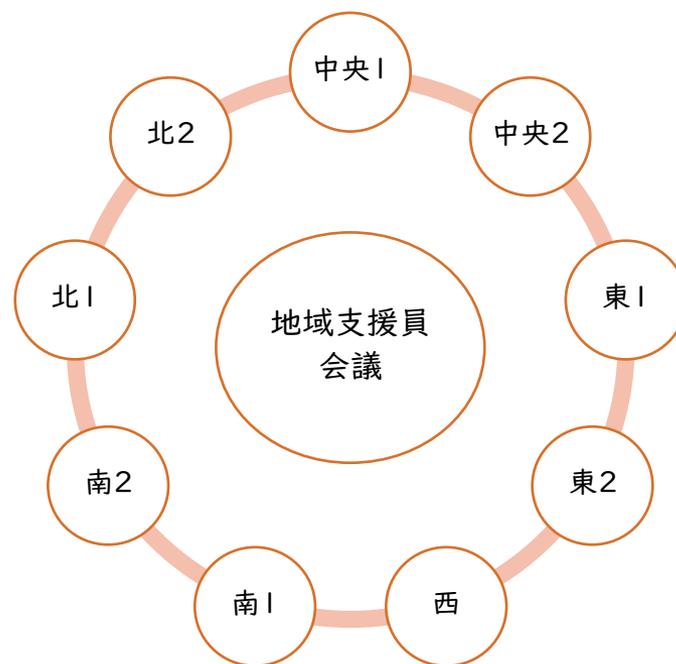
## 地域支援員会議

### 【目的】

各圏域で実施している地域支援事業における内容の整合性、各区にまたがる情報共有等を図るため、障がい者相談支援センターの地域支援員による連絡会議を月1回開催。

### 【内容】

- 各圏域における事業の進捗状況・情報共有
- 事業の進め方における意見交換
- 市からの説明・報告事項



### 3 計画相談の件数制限

相談支援事業所の職員は、事業の実施に支障がない場合に限り、指定相談支援事業に係る業務（複雑・困難な相談ケースに限る）に従事することができる。

#### 【件数制限】

- ・西圏域以外 | 事業所あたり50件まで
- ・西圏域のみ | 事業所あたり75件まで

#### 【達成期限】

令和5年3月末日まで

- ※ 原則として、止むを得ない場合を除いて計画相談ケースは所持しないように努める。
- ※ 新規の計画相談ケースがあった場合は、他の相談支援事業所にケースを保有してもらい、後方支援を行い協力体制を構築するなどケースが増えないように工夫を行う。